

杉並区職員措置請求監査結果

(杉並区中小企業勤労者福祉事業（ジョイフル杉並）に
参加資格のない企業が団体参加を続けていた条例違反
に関する住民監査請求)

平成30年5月

杉 並 区 監 査 委 員

目 次

第1 請求の概要と受理	
1 請求人	1
2 請求書の提出	1
3 請求の概要	1
4 請求の受理	3
5 個別外部監査契約に基づく監査の適否	3
第2 監査の実施	
1 証拠の提出	5
2 監査対象事項等	5
3 対象部局とその抗弁要旨	6
第3 監査の結果	
1 結 論	8
2 関係法令等の規定	8
3 杉並区における中小企業勤労者福祉事業	10
4 サンキョー等のジョイフル杉並への参加等の経緯	11
5 判 断	12
 <別紙>	
1 職員措置請求書及び事実証明書	17
2 新たな証拠	29
3 杉並区長の抗弁書	35
 <資料>	
1 杉並区中小企業勤労者福祉事業に関する条例	47
2 杉並区中小企業勤労者福祉事業に関する条例施行規則	49

【注】

なお、請求人の氏名は仮名（A）で表示し、その住所等の記載は省略した。

第1 請求の概要と受理

1 請求人

A

2 請求書の提出

平成30年3月15日

3 請求の概要

請求人が提出した「職員措置請求書」（以下「措置請求書」という。）及び事実証明書は別紙1のとおりであり、その請求の要旨は次のとおりである。

（請求の要旨）

杉並区中小企業勤労者福祉事業に関する条例（以下「条例」という。）第2条及び第3条によると、杉並区の勤労者福祉事業（以下「ジョイフル杉並」という。）を利用することができる者は、①区内に主たる事業所又は事務所を有し、②常時使用する従業員の数が300人以下の中小企業の代表者及び当該企業の従業員等とされている。

しかしながら、ジョイフル杉並に団体参加していたサンキョー株式会社（ヒューマン・アセッツ株式会社）（以下、それぞれ、「サンキョー株式会社」を「サンキョー」と、「ヒューマン・アセッツ株式会社」を「ヒューマン・アセッツ」と、両社を総称して「サンキョー等」という。）は、これらの要件を満たしていない団体参加者であり、条例違反の状態にあったことが、請求人の調査により、明らかとなった。

サンキョーについては、平成29年10月末日をもって脱退となったが、杉並区長（以下「区長」という。）は、その後も必要な措置を講じない等、依然として課題が残っている状態にある。

よって、以下の理由により、地方自治法第252条の43第1項の規定に基づき、外部監査人による監査を求める。

(1) サンキョーに対して不当利得の返還等を求める必要があり、民法第703条及び第704条に基づいた措置を講ずる必要がある。

ア 遅くとも平成23年7月以降、不当利得が発生していたことに疑いの余地がないこと

平成15年4月、財団法人杉並区勤労者福祉協会が事業を担っていた時代にジョイフル杉並に入会したヒューマン・アセッツ（現在のサンキョー）は、平成23年7月に「埼玉県川口市西青木四丁目1番3号」（以下「川口市」という。）に本店を移転させていた（事実証明書（1））。

ヒューマン・アセットの移転前の事業所所在地は第一種低層住居専用地域であり、そもそも数百人の従業員を抱えている企業の主たる事業所とも主たる事務所ともいい難いものであったが、この移転登記によって、名実ともに、区内に主たる事業所も主たる事務所も存在しない企業となった。

しかし、サンキョー等は、その後もジョイフル杉並を退会することはなく、平成29年10月までジョイフル杉並に参加し、利益を受けていた。

イ 内容虚偽の文書（平成24年3月14日付け継続確認書）の作成行使に悪意があること

ヒューマン・アセットは、平成24年3月14日付け継続確認書に、事業所所在地を「杉並区下高井戸四丁目40番17号」と記載した上で、区長に対し継続参加を申し込んだ（事実証明書（2））。

しかし、ヒューマン・アセットは、平成23年7月12日に川口市に本店移転を行っていたのであって、当該文書は、内容虚偽の文書である。また、届け出ていた事業所所在地は、第一種低層住居専用地域で、主たる用途は住居であり、数多くのパチンコ店等を経営している遊技業の本拠としての実態があるとはいいい難く、数百人の従業員を抱えるアミューズメント企業の主たる事業所又は事務所と判断することができる建物は建っていない。

このような内容虚偽の文書の作成及び行使により、ジョイフル杉並への継続参加が認められたのであり、悪意と判断するほかないものであるが、仮にそうでないとしても、善良な管理者として通常払うべき注意義務を著しく欠いた対応が行われたことは明らかなのであって、関係者に悪意又は重過失があったと評価せざるを得ない。

ウ 平成25年以降、サンキョー等の参加者は300人を超えることがほぼ常態化していたこと

ジョイフル杉並の参加者は、条例第5条及び杉並区中小企業勤労者福祉事業に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第7条により、四半期ごとに参加人数に応じた参加費を区に支払う必要があり、関係者は、参加者が300人を超える条例違反が常態化していた事実についても、定期的に（四半期ごとに）把握していたのであり、ここにおいても関係者の悪意又は重過失を指摘することができる。

平成24年以降、四半期ごとの参加費の歳入調定の状況は、事実証明書（3）のとおりであり、参加者数は、平成25年度第2四半期から300人を超え、この状態は平成26年度以降、もはや動かしがたい事実となっている。平成28年度第2四半期には372人にまで膨れ上がっており、この状態に及んでもなお事態がそのまま放置されていた事実は、到底看過することのできない性質のものである。

（2）サンキョーに対して不当利得の返還等を求めないのであれば、区長が損害賠償責任を負う必要がある。

近年、ジョイフル杉並には3,000人程度の参加者が確認されており、このうちのおおむね1割に当たる300人以上が、サンキョー等からの参加者となって

おり、長く参加者数1位の企業であった。

ジョイフル杉並のサービスは、平成24年度以降、杉並区中小企業勤労者福祉事業会計を通じて提供されているが、ジョイフル杉並は、インテグラルタワー（賃貸ビル）を拠点としており、その事業遂行において、区は、職員人件費のほか、賃借料などについても一般会計においても経費負担している。これは、参加資格のない者のために負担していたわけではなく、サンキョーは、これらの負担を含めて民法第704条に基づいて対応を図らなければならない。

現在のところ、サンキョーに不当利得返還請求等を行われておらず、今後も行う意思のないことが議会答弁で明らかにされているが、妥当な判断ではなく、本件については、関係者に悪意又は重過失があったことは明らかなのであって、不法行為の疑いも強いことから、区長は、この損害を補填するために必要な措置を講ずる義務がある。

以上の理由により、監査人が、区長に対して、不当利得返還請求等を行うなど必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。

(外部監査人による監査を求める理由)

①本件監査は法律的専門性を必要とするものであるが、現在の監査委員の中には弁護士など法曹経験者が含まれていないこと、②代表監査委員は、平成24年4月から平成26年6月まで杉並区会計管理室長（会計管理者）であったほか、平成26年7月から平成27年6月までの杉並区シルバー人材センター（常務理事）在職時にジョイフル杉並の参加者であった可能性もあるなど、本件に利害関係を有する可能性があることから、本件監査は外部監査人による監査とすることが必要である。

4 請求の受理

本件監査請求は、平成30年3月28日の監査委員会会議において、地方自治法第242条所定の要件を具備しているものと認め、受理することに決定した。

なお、請求人には、同月30日付けでこの旨を通知した。

5 個別外部監査契約に基づく監査の適否

請求人は、地方自治法第252条の43第1項の規定に基づき、上記3の「外部監査人による監査を求める理由」に記載した2点の理由により、外部監査人による監査（個別外部監査契約に基づく監査）を求めていることから、平成30年3月28日の監査委員会会議において、その適否について審査を行った。

まず、1点目の理由については、確かに現在の監査委員の中には法曹経験者は含まれていないものの、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する監査委員が2名含まれており、財務会計上の行為又は怠る事実の違法性・不当性の有無についての的確に監査することが可能である。

次に、2点目の理由については、代表監査委員は杉並区会計管理室長（会計管理者）の職にあったが、本件と除斥事由に該当するような直接の利害関係を有しておらず、また、杉並区シルバー人材センター在職時に同センターはジョイフル

杉並に団体参加していたが、これは本件と何ら利害関係を有するものでないことは明らかである。

したがって、個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であるとは認められないことから、監査委員の監査を実施することに決定した。

なお、請求人には、同月 30 日付けで個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であるとは認められないと判断した旨を通知した。

第2 監査の実施

1 証拠の提出

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成30年4月11日を提出期限として、証拠の提出の機会を設け、同日に請求人から新たな証拠（別紙2）として、①ヒューマン・アセット（現在のサンキョー）の財団法人杉並区勤労者福祉協会に対する入会申込書兼事業所台帳の写し及び②平成29年9月30日撮影の所在地（杉並区下高井戸四丁目40番17号）の現況写真が提出された。

なお、同項の規定に基づく請求人の陳述聴取については、平成30年3月28日に杉並区監査委員事務局から請求人に日程調整の連絡を行ったところ、同月29日に請求人から同事務局に対して「外部監査人による監査とならないのであれば、監査委員4名のうち3名が議会に出席していることから改めて陳述する必要はない」との回答があったため、本件監査においては実施しないことに決定した。

2 監査対象事項等

(1) 監査請求事項について

措置請求書においては、①サンキョーに対して不当利得の返還等を求める必要があり、民法第703条及び第704条に基づいた措置を講ずる必要がある、②サンキョーに対して不当利得の返還等を求めないのであれば、区長が損害賠償責任を負う必要があると記載されているものの、これらの請求金額や期間等が明記されておらず、一般会計において経費負担している職員人件費及びインテグラルタワーの賃借料（以下「職員人件費及び賃借料」という。）を除き、請求人が主張する不当利得返還請求権又は損害賠償請求権（以下「不当利得返還請求権等」という。）の内容が具体的に明らかにされているとまではいうことができない。

住民監査請求においては、その対象を特定の財務会計上の行為又は怠る事実であることを監査委員が認識することができる程度に摘示することが必要とされているところ、本件監査請求においては、上記のとおり、その対象が十分に特定されているとはいえないが、住民監査請求制度の趣旨に鑑み、措置請求書及び事実証明書の記載内容を最大限に斟酌して、次のとおり、一応の特定はされているものと解することとする。

本件監査請求は、区長が不当利得返還請求権等を行使しないことが違法又は不当であるとして行われたものと解され、その理由として、措置請求書にサンキョー等は条例で定められた要件を満たしていない団体参加者で、条例違反の状態にあった旨の記載がされていることから、ジョイフル杉並への参加日（平成24年4月1日）からジョイフル杉並からの脱退日（平成29年10月31日）までに行われたサンキョー等に関連する公金の支出等の財務会計上の行為（職員人件費及び賃借料に係るものを含む。）を原因とする不当利得返還請求権等の不行使が、地方自治法第242条第1項に規定する「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」に該当すると主張しているものと解することとする。

(2) 監査対象事項について

怠る事実に関する監査請求については地方自治法第242条第2項の監査請求期間に関する規定が適用されないものと解されているが、「当該監査請求が、地方公共団体の長その他の財務会計職員の特定の財務会計上の行為を違法であるとし、当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実としているものであるときは、当該監査請求については、当該怠る事実に係る請求権の発生原因たる当該行為のあった日を基準として同項の規定を適用すべきものと解するのが相当である」(最高裁判所昭和62年2月20日第二小法廷判決参照)。

請求人は、不当利得返還請求権等の発生原因たる財務会計上の行為として、「区は職員人件費のほか、賃借料などについても一般会計においても経費負担している」とするほかは、「平成29年10月までジョイフル杉並に参加し、利益を受けていた」と主張するのみで、その具体的内容は明らかでないが、上記のとおり、平成24年4月1日から平成29年10月31日までに行われたサンキョー等に関連する公金の支出等の財務会計上の行為(職員人件費及び賃借料に係るものを含む。)を違法又は不当であると主張しているものと解される。

したがって、本件監査請求は、当該財務会計上の行為のあった日を基準として地方自治法第242条第2項本文に定める監査請求期間の制限を受けるものと解するのが相当であり、平成29年3月14日以前に行われた財務会計上の行為(職員人件費及び賃借料に係るものを含む。)については、本件監査請求の提出日の前日(平成30年3月14日)までに、監査請求期間を徒過したものである。

以上のことから、平成29年3月15日から同年10月31日までに行われたサンキョーに関連する公金の支出等の財務会計上の行為(職員人件費及び賃借料に係るものを含む。)を原因とする不当利得返還請求権等の不行使の違法性・不当性の有無について、監査を実施することとした。

ただし、8ページ以降の「監査の結果」において記載したとおり、上記の違法性・不当性の有無を判断するために必要な限度において、監査対象としなかった期間における事実関係や区の行為の有効性などについても、調査・検討を行ったことを付言する。

3 対象部局とその抗弁要旨

杉並区産業振興センターを本件監査の対象部局とし、抗弁書の提出を求め、平成30年4月12日に抗弁書の提出を受けるとともに、同月16日に説明聴取を行った。

同月12日付けの区長の抗弁書(以下「抗弁書」という。)(別紙3)の要旨は、次のとおりである。

抗弁書には、①杉並区における中小企業勤労者福祉事業として、杉並区における中小企業勤労者福祉事業の変遷、ジョイフル杉並の事業内容及びジョイフル杉並の運営方法について、②サンキョー等の参加状況について、③措置請求書「1.

請求の要旨」に対する認否について、④今回の措置請求に関する区の見解について、それぞれ記載されている。

「今回の措置請求に関する区の見解」の要旨は、次のとおりである。

- (1) サンキョーに対して民法第703条（不当利得の返還義務）及び第704条（悪意の受益者の返還義務等）に基づいた措置を講ずる必要があるとの主張について

区は、平成26年4月以降は、サンキョー等の参加者数が300人を超える状態にあったため、全体のおよそ1割に相当するサンキョー等の脱退が他の会員の脱退の連鎖につながる懸念があり、そうなると、スケールメリットを生かした事業の継続が難しくなるおそれがあることから、サンキョー等に参加の継続を認めていたところである。

また、ジョイフル杉並利用者へ直接提供するサービスである「福祉関係経費」には、参加費収入、チケット等販売収入、前年度からの繰越金及び広告掲載収入等を充てている。一般会計からの繰入金は、「運営管理関係経費」、「調査研究関係経費」、「情報提供関係経費」及び「福祉関係経費」の一部に充てているが、これらの経費は、利用者へ直接提供するサービスにかかる経費ではなく、会員管理システム、ジョイフル通信印刷費及び消耗品等、事業執行上の管理的な経費であり、職員人件費及び賃借料については、サンキョー等やその参加者数にかかわらず発生するものである。

加えて、サンキョー等は、平成24年度から平成29年度の脱退時までにおいて、参加者数に占める割合よりもポイント及び給付金を使用した割合の方が低い。さらに、平成24年度を除き、サンキョー等が参加費として納めた額よりもポイント及び給付金で使用した額の方が少ない。また、平成24年度から平成29年度までの全体でみても、サンキョー等が参加費として納めた合計額（11,137,500円）よりもポイント及び給付金で使用した合計額（8,421,043円）の方が少ない。

このようなことから、サンキョー等がジョイフル杉並を利用したことによって区が具体的な損失を被っているとはいえず、サンキョーに対して民法第703条及び第704条に基づいた措置を講ずる必要があるとの請求人の主張には理由はない。

- (2) サンキョーに対して不当利得の返還等を求めないのであれば、区長が損害賠償責任を負う必要があるとの主張について

上記(1)で述べたとおり、区が具体的な損失を被っているとはいえず、サンキョー等やその参加者が不当に利益を受けているとはいえないことからすると、区にはサンキョーに対する不当利得返還請求権が発生していないことになる。

そうすると、そもそも区長は不当利得返還請求権を行使することはできないことになるから、サンキョーに対して不当利得の返還等を求めないのであれば、区長が損害賠償責任を負う必要があるとの請求人の主張には理由はない。

第3 監査の結果

1 結論

本件監査請求については、平成30年5月11日に監査委員4名（上原和義監査委員、三浦口仁監査委員、大和田伸監査委員及び増田裕一監査委員）の合議により、次のように決定した。

本件監査請求のうち、6ページの（2）の「監査対象事項について」に記載した監査請求期間を徒過して行われたと認められる請求（平成24年4月1日から平成29年3月14日までに行われたサンキョー等に関連する公金の支出等の財務会計上の行為（職員人件費及び賃借料に係るものを含む。）を原因とする不当利得返還請求権等の行使を求める請求）に係る部分については、これを却下し、その他の請求に係る部分については、請求に理由がないものと認められるので、これを棄却する。

2 関係法令等の規定

本件監査請求における請求人の主張に係る法令等は、①杉並区中小企業勤労者福祉事業に関する条例（資料1）、②杉並区中小企業勤労者福祉事業に関する条例施行規則（資料2）及び③民法であり、その関係規定は、次のとおりである。

（1）杉並区中小企業勤労者福祉事業に関する条例第1条から第5条まで及び第7条

（目的）

第1条 この条例は、中小企業の勤労者に対し、勤労者福祉事業を実施することにより、中小企業の勤労者の福祉の増進を図り、もって中小企業の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）中小企業 常時使用する従業員の数が300人以下の法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。
- （2）勤労者福祉事業 生活の安定、健康の保持増進、自己啓発及びレクリエーションに関する事業その他区長が必要と認める事業をいう。
- （3）団体利用 法人その他の団体及び事業を行う個人を単位とする勤労者福祉事業の利用をいう。
- （4）個人利用 （省略）

（利用することができる者）

第3条 勤労者福祉事業を利用することができる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、臨時に使用される者その他の規則で定める者は、この限りでない。

- （1）団体利用 区内に主たる事業所又は事務所を有する中小企業の代表

者及び当該中小企業の従業員その他規則で定める者

(2) 個人利用 (省略)

(利用の手続)

第4条 勤労者福祉事業を利用しようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者が、規則で定めるところにより、区長に申し込み、その承諾を受けなければならない。

(1) 団体利用 前条第1号に規定する代表者その他規則で定める者

(2) 個人利用 (省略)

(参加費)

第5条 前条の規定により承諾を受けた者(以下「参加者」という。)は、規則で定めるところにより、当該承諾を受けた日の属する月から第7条の規定により脱退した日の属する月まで参加費を納入しなければならない。

2 前項の参加費(以下「参加費」という。)は、勤労者福祉事業を利用する者(以下「利用者」という。)1人につき月額500円とする。ただし、規則で定める者の参加費は、月額300円とする。

(脱退)

第7条 勤労者福祉事業から脱退しようとする参加者は、規則で定めるところにより、区長に申し出て、その承諾を受けなければならない。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、参加者を勤労者福祉事業から脱退させることができる。

(1) 参加者が第3条各号に規定する者に該当しなくなったとき。

(2) 参加者が正当な理由なく参加費を12月以上滞納したとき。

(3) 利用者が偽りその他不正の行為により勤労者福祉事業を利用したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるとき。

(2) 杉並区中小企業勤労者福祉事業に関する条例施行規則第3条、第6条、第7条及び第9条

(勤労者福祉事業)

第3条 勤労者福祉事業は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 生活の安定に関する事業 結婚祝い金、出産祝い金、入院見舞金その他の給付金の支給に関する事業

(2) 健康の保持増進に関する事業 健康診断のあっせん、健康講座の実施その他の健康の保持増進に関する事業

(3) 自己啓発に関する事業 教養講座その他の教養を高めるための講座の実施に関する事業

(4) レクリエーションに関する事業 チケットのあっせんその他のレクリエーションのためのサービスの提供に関する事業

(5) 情報提供に関する事業 前各号に掲げる事業に係る情報の提供に関する事業

2 勤労者福祉事業の実施について必要な事項は、区長が別に定める。

(利用の手続)

第6条 団体利用により勤労者福祉事業を利用しようとするときは、事業参加申込書(団体利用)(第4号様式)に利用者台帳(第5号様式)を添えて、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の事業参加申込書(団体利用)の提出を受けた場合において、利用を承諾するときは事業参加承諾書(団体利用)(第6号様式)を、利用を承諾しないときは事業参加不承諾通知書を交付するものとする。

3～5 (省略)

(参加費)

第7条 参加者は、毎年1月、4月、7月及び10月の4期に、それぞれの月分及びその後2月分の参加費を納入するものとする。ただし、区長が特別の事由があると認める場合は、この限りでない。

2 (省略)

(脱退)

第9条 参加者は、勤労者福祉事業から脱退しようとするときは、脱退申出書(第10号様式)を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の脱退申出書の提出があった場合において、脱退を承諾したときは、脱退承諾書(第11号様式)を交付するものとする。

3 区長は、条例第7条第2項の規定により脱退させるときは、参加者に脱退通知書(第12号様式)を交付するものとする。

(3) 民法第703条及び第704条

(不当利得の返還義務)

第703条 法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者(以下この章において「受益者」という。)は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。

(悪意の受益者の返還義務等)

第704条 悪意の受益者は、その受けた利益に利息を付して返還しなければならない。この場合において、なお損害があるときは、その賠償の責任を負う。

3 杉並区における中小企業勤労者福祉事業

(1) 中小企業勤労者福祉事業は、中小企業の勤労者の福祉の増進を図るため、中小企業単独では実施が困難な福利厚生事業について、スケールメリットを利用して実施するものであり、区においては、昭和61年6月に、杉並区勤労者共済会が設立され、その後、平成4年4月に、杉並区勤労者共済会を発展させた財団法人杉並区勤労者福祉協会(以下「協会」という。)が設立され、これらの団体により、中小企業勤労者福祉事業が実施されていた。

(2) その後、平成10年3月末の約6,200人をピークとして、参加者数が減少傾向に転じたことなどを踏まえ、区と協会が、協会で実施している中小企業勤労者福祉事業(以下「協会のジョイフル杉並事業」という。)の実施主体、実施

方法等について協議を重ねた結果、平成 24 年 3 月末をもって協会を解散し、区が当該事業を引き継ぎ、実施することとされた。

(3) そして、条例及び規則が平成 24 年 3 月に制定され、同年 4 月に施行、同月から区によるジョイフル杉並の運営が開始された。

条例及び規則においては、勤労者福祉事業として、①生活の安定に関する事業（結婚祝い金、出産祝い金、入院見舞金その他の給付金の支給に関する事業）、②健康の保持増進に関する事業（健康診断のあっせん、健康講座の実施その他の健康の保持増進に関する事業）、③自己啓発に関する事業（教養講座その他の教養を高めるための講座の実施に関する事業）、④レクリエーションに関する事業（チケットのあっせんその他のレクリエーションのためのサービスの提供に関する事業）及び⑤情報提供に関する事業（①から④までに掲げる事業に係る情報の提供に関する事業）が規定され、参加費は、利用者 1 人につき月額 500 円（規則第 5 条第 1 項に規定する任意継続参加者については 300 円）とされた。また、特別会計として杉並区中小企業勤労者福祉事業会計が設置された。

(4) その後、ジョイフル杉並の運営について、杉並区行財政改革推進計画に基づき、広域化による事業実施も含めた検討を行った結果、平成 30 年 3 月末をもってジョイフル杉並は廃止され、同年 4 月から、豊島区、北区及び荒川区が共同で設立している一般財団法人東京広域勤労者サービスセンターとの事業統合が行われた。

なお、条例については杉並区中小企業勤労者福祉事業に関する条例を廃止する条例（平成 30 年杉並区条例第 11 号）により、規則については杉並区中小企業勤労者福祉事業に関する条例施行規則を廃止する規則（平成 30 年杉並区規則第 17 号）により、それぞれ同年 3 月末をもって廃止された。

4 サンキョー等のジョイフル杉並への参加等の経緯

(1) 平成 15 年 4 月に、サンキョーは、当時のサンキョー・エンジニアリング株式会社の名称で、協会のジョイフル杉並事業に参加した。参加時の事業所所在地は「杉並区下高井戸四丁目 40 番 17 号」で、参加者数は 258 人であった。

なお、請求人から証拠として提出された入会申込書兼事業所台帳の写しによると、事業所所在地は、当初、「杉並区下高井戸四丁目 40 番 7 号」と記載されていたが、サンキョー・エンジニアリング株式会社の閉鎖登記簿に本店所在地として「杉並区下高井戸四丁目 40 番 17 号」と記載されていることから、誤記と認められる。

(2) 平成 17 年 6 月に、サンキョー・エンジニアリング株式会社は、その名称をヒューマン・アセッツ株式会社に変更したが、事業所所在地の変更はなかった。

(3) 平成 24 年 4 月から区がジョイフル杉並を運営することに伴い、同年 2 月に、継続参加の意思を確認するため、全参加者に杉並区中小企業勤労者福祉事業「継続確認書」を送付した。

ヒューマン・アセッツについては、福利厚生事務処理の窓口という認識であった川口市の事業所（事務所）に送付したところ、同年 3 月 14 日付けの杉並

区中小企業勤労者福祉事業「継続確認書」(事実証明書(2))。以下「継続確認書」という。)が提出され、事業所所在地は、「杉並区下高井戸四丁目40番17号」と記載されていた。

- (4) 平成24年3月に、区は、ヒューマン・アセットのジョイフル杉並への参加を承諾し、ジョイフル杉並の利用者証を発行し、送付した。
- (5) サンキョー等のジョイフル杉並運営開始時における参加者数は298人であり、四半期ごとの参加費の歳入調定における参加者数は、平成24年度及び平成25年度の第1四半期までは300人未満であったが、同年度の第2四半期以降は300人を超えていた(事実証明書(3))。ただし、平成26年3月31日における参加者数は、295人であった。
- (6) 平成27年11月に、区は、ヒューマン・アセットから会社の合併時におけるジョイフル杉並の手続について照会を受け、閉鎖登記簿を確認したところ、平成17年11月24日付けで本店が川口市に移転されていたことを把握した。
その後、平成29年10月に、改めて閉鎖登記簿を確認したところ、同日付けで本店が「杉並区下高井戸四丁目40番17号」に移転され、平成23年7月12日付けで、再度、本店が川口市に移転されていたことを把握した。
- (7) 平成27年12月に、ヒューマン・アセットは、サンキョーに合併し、解散となり、以後は、サンキョーの名称でジョイフル杉並に参加していた。
- (8) 平成29年10月26日に、サンキョーから脱退申出書が提出された。
これを受け、区は、同月30日付けで、脱退日を同月31日として、ジョイフル杉並からの脱退を承諾し、脱退承諾書を送付した。
- (9) 平成24年4月から平成29年10月までのサンキョー等の参加費の納入実績は、次の表のとおりであった。

年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
金額	1,754,500	1,845,500	1,935,000	2,116,000	2,186,000	1,300,500

※ 金額の単位は円である。また、29年度は10月までの実績である。

5 判断

1ページから3ページまでの「請求の概要」に記載したとおり、請求人は、サンキョー等が、条例第2条及び第3条で定める参加要件(区内に主たる事業所又は事務所を有すること及び常時使用する従業員の数が300人以下の法人その他の団体であること)を満たしていないにもかかわらず、ジョイフル杉並に団体参加し、利益を受けていたことは条例違反であるとして、①サンキョーに対して、一般会計において経費負担している職員人件費及び賃借料も含めて、不当利得の返還等を求める必要があり、民法第703条及び第704条に基づいた措置を講ずる必要がある、②サンキョーに対して不当利得の返還等を求めないのであれば、区長が損害賠償責任を負う必要があると主張し、サンキョーに不当利得返還請求を行う等の必要な措置を講ずるよう、区長に対して勧告することを求めている。

そこで、①サンキョーに対する不当利得返還請求権の有無及び②区長等に対す

る損害賠償請求権の有無について、以下判断する。

(1) サンキョーに対する不当利得返還請求権の有無について

民法第703条は、不当利得の返還義務について、次のとおり規定している。

(不当利得の返還義務)

第703条 法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者（以下この章において「受益者」という。）は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。

この規定によると、不当利得返還請求権については、①利得が法律上の原因なく生じたこと、②他人の財産又は労務によって利益を受けていること、③利得によって他人に損失を及ぼしていること及び④利得と損失との間に因果関係があることが、その成立要件とされている。

そこで、上記の要件を満たすものであるか否かについて、以下判断する。

ア ヒューマン・アセットに対するジョイフル杉並への参加の承諾について

11 ページの4（3）及び12 ページの（4）に記載したとおり、平成24年3月に、ヒューマン・アセットから、事業所所在地を「杉並区下高井戸四丁目40番17号」として、継続確認書が区に提出され、区は、同月に、ジョイフル杉並への参加の承諾（以下「本件承諾」という。）を行った。

しかしながら、その後、区が閉鎖登記簿を確認したところ、平成23年7月に、本店が川口市に移転されていたことが判明したことから、本件承諾の有効性について検討する。

まず、条例第2条第1号において、中小企業は常時使用する従業員の数が300人以下の法人その他の団体及び事業を行う個人をいうと規定されているところ、ヒューマン・アセットのジョイフル杉並運営開始時における参加者数（従業員数）は298人であることから、中小企業に該当するものと認められる。

次に、条例第3条第1号において、団体利用により利用することができる者は、区内に主たる事業所又は事務所を有する中小企業の代表者及び当該中小企業の従業員その他規則で定める者をいうと規定されているところ、ヒューマン・アセットから提出された継続確認書では、事業所所在地として「杉並区下高井戸四丁目40番17号」と記載され、協会のジョイフル杉並事業における事業所所在地と同一であったことから、区は、当該事業所（事務所）を主たる事業所（事務所）と認識して、団体利用の要件を満たすものと判断し、本件承諾を行ったものと認められる。

この点につき、本件承諾より前の平成23年7月に、本店が川口市に移転されているが、①ヒューマン・アセットは、協会のジョイフル杉並事業への参加を認められ、区が運営するジョイフル杉並に継続参加する団体であり、継続確認書において事業所所在地に変更がなかったこと、②団体利用の申込みの手续として、規則第6条第1項の規定により、事業参加申込書（団体利用）及び利用者台帳の提出が必要とされているものの、これらの記載内容を証明する資料（登記事項証明書等）の提出は必要とされておらず、形式的審

査で足りる制度とされていたこと、③条例第3条第1号において、「本店」ではなく「主たる事業所又は事務所」と規定されており、その解釈が一義的に明確とはいえないこと、④区は、協会からの引継ぎにより、川口市の事業所（事務所）は、本店ではなく、単に福利厚生事務処理の窓口という認識であったこと等の諸事情を総合的に考慮すると、行政手続の適切な定めを欠いており、本件承諾に全く瑕疵がないとまではいうことができないが、当然に無効とする瑕疵があると解するのは相当でない。

本件承諾の法的性質は、行政処分（申請に対する処分）なのか、契約関係（契約の申込みに対する承諾の意思表示）なのかが必ずしも明らかでないが、仮に行政処分とした場合においては、行政処分が無効となるのは、当該行政処分に重大かつ明白な瑕疵がある場合に限られるものと解されており、上記の諸事情を総合的に考慮すると、重大かつ明白な瑕疵があるとまではいうことができず、また、仮に契約関係とした場合においても、公序良俗に反する等の無効原因となる瑕疵があるとまではいうことができない。

そうすると、本件承諾の法的性質をいかに解するかについて検討するまでもなく、本件承諾は一応有効に成立していると解するのが相当である。

なお、請求人は、ヒューマン・アセットが、継続確認書の事業所所在地に本店所在地と異なる所在地を記載したことについて、内容虚偽の文書の作成及び行使である旨主張するが、継続確認書においては、本店所在地ではなく事業所所在地の記載を求めていることから、全く瑕疵がないとはいえないものの、内容虚偽の文書であるとまではいうことができない。

イ サンキョーに対するジョイフル杉並からの脱退の承諾について

条例第7条は、脱退について、次のとおり規定している。

（脱退）

第7条 勤労者福祉事業から脱退しようとする参加者は、規則で定めるところにより、区長に申し出て、その承諾を受けなければならない。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、参加者を勤労者福祉事業から脱退させることができる。

- （1）参加者が第3条各号に規定する者に該当しなくなったとき。
- （2）参加者が正当な理由なく参加費を12月以上滞納したとき。
- （3）利用者が偽りその他不正の行為により勤労者福祉事業を利用したとき。
- （4）前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるとき。

この規定によると、①参加者が区長に脱退を申し出て、区長が脱退を承諾した場合及び②参加者が第3条各号に規定する者（団体利用等の資格要件）に該当しなくなった等の一定の要件に該当するときに、区長が脱退を決定した場合に限り、脱退することとされている。

また、同条第2項においては、「脱退させることができる」と規定されている。これは、ジョイフル杉並は、中小企業の勤労者の福利厚生を充実させることにより、中小企業の勤労者の福祉の増進を図ることを目的とするもの

であるところ、従業員数が上限である 300 人を上下するなど、資格要件の充足と未充足が繰り返されるなどした場合、資格要件を欠くと同時に、自動的に参加資格を喪失する仕組みとすると、福利厚生 of 安定性を阻害することになることなどから、区長に一定の裁量権を付与したものと解される。

以上を踏まえて、本件についてみると、サンキョー等の参加者数は、平成 26 年 3 月 31 日に 295 人となったものの、平成 26 年度以降は、300 人を超えていることが認められる。

この点につき、抗弁書では、「平成 26 年 3 月末には 295 人となるなど、参加者数については変動があったことから、当面の間、推移を見守っていた」、「全体のおよそ 1 割に相当するサンキョー等の脱退が他の会員の脱退の連鎖につながる懸念があり、そうなると、スケールメリットを生かした事業の継続が難しくなるおそれがあることから、サンキョー等に参加の継続を認めていた」と説明されている。

確かに、上記のとおり、区長の脱退の決定には一定の裁量があり、また、資格要件を欠いた場合にどの程度その推移を見守ることができるかについて明文の規定が設けられていないところであるが、平成 29 年 10 月に脱退の申出に対する承諾を行うまで、長期にわたり推移を見守り続け、脱退の決定を行わなかったことは、不適切な事務処理であるといわざるを得ないものである。

しかしながら、現に、条例第 7 条の規定に基づく脱退の決定又は承諾が行われていない以上、サンキョー等がジョイフル杉並の参加者たる地位を有することは明らかであるから、サンキョー等は、ジョイフル杉並への参加を承諾された平成 24 年 4 月からジョイフル杉並からの脱退を承諾された平成 29 年 10 月までの間、条例及び規則に基づき、参加費を納入する義務を負い、サービスの提供を受ける権利を有していたというべきである。

ウ 不当利得返還請求権の有無について

以上のことから、サンキョーが、条例及び規則に基づき、ジョイフル杉並のサービスの提供を受けたことについては、法律上の原因を有するものと解するのが相当であり、不当利得返還請求権は成立せず、民法第 703 条及び第 704 条に基づいた措置を講ずる必要はないというべきである。

このように、条例違反であることから直ちに不当利得が発生すると解するのは相当ではない。

本件においては、上記のとおり、不適切な事務処理があったといわざるを得ないものであるが、不当利得が発生するか否かは、また別の問題である。

なお、抗弁書では、ジョイフル杉並利用者へ直接提供するサービスである「福祉関係経費」には、参加費収入、チケット等販売収入、前年度からの繰越金及び広告掲載収入等を充てていることなどから、サンキョー等がジョイフル杉並を利用したことによって区が具体的な損失を被っているとはいえないとして、不当利得返還請求権は成立しない旨主張されているが、この点につき判断するまでもなく、上記のとおり、不当利得返還請求権が成立しな

いことは明らかである。

エ 職員人件費及び賃借料について

そのほか、請求人は、措置請求書において、ジョイフル杉並は、インテグラルタワー（賃貸ビル）を拠点としており、その事業遂行において、区は職員人件費のほか、賃借料などについても一般会計においても経費負担していることから、これらの負担を含めて民法第704条（悪意の受益者の返還義務等）に基づいて対応を図らなければならない旨主張する。

不当利得返還請求権の成立要件については、13ページに記載したとおりであるが、職員人件費については杉並区職員の給与に関する条例等の規定に基づき当該職員に、賃借料については賃貸借契約に基づき賃貸人に、それぞれ支払われるべきものであって、サンキョーが利益を受けていないことは明らかであり、不当利得返還請求権は成立せず、サンキョーは、民法第704条の規定に基づく不当利得の返還義務及び損害賠償責任を負わないものと解するのが相当である。

職員人件費及び賃借料は、サンキョーの参加の有無にかかわらず発生するものであり、事実として、平成29年度において、サンキョーが脱退した11月以降、職員配置数及び賃借料は変更されておらず、職員人件費及び賃借料は、その参加の有無による影響を何ら受けていない。

(2) 区長等に対する損害賠償請求権の有無について

ア サンキョー及び区長の損害賠償責任の有無について

請求人は、措置請求書において、本件については、関係者に悪意又は重過失があったことは明らかなのであって、不法行為の疑いも強いことから、区長は、この損害を補填するために必要な措置を講ずる義務がある旨主張する。

しかしながら、上記(1)で判断したとおり、区は、条例及び規則に基づき、サンキョー等に対して参加を承諾し、適法にサービスを提供したものであることから、区には、何ら損害が発生しておらず、サンキョー及び区長が損害賠償責任を負う余地がないことは明らかというべきである。

イ サンキョーに対して不当利得の返還等を求めない場合の区長に対する損害賠償請求権の有無について

請求人は、措置請求書において、サンキョーに対して不当利得の返還等を求めないのであれば、区長が損害賠償責任を負う必要がある旨主張するが、上記のとおり、サンキョーに対する不当利得返還請求権等が発生しておらず、また、区長が損害賠償責任を負う余地がないと認められることから、区長に対する損害賠償請求権が成立しないことは明らかというべきである。

(3) まとめ

以上のことから、本件監査請求には理由がないものと認められるので、これを棄却する。

別紙

杉並区監査委員 様

平成30年3月15日

A

杉並区中小企業勤労者福祉事業（ジョイフル杉並）に参加資格のない企業が
団体参加を続けていた条例違反に係る職員措置請求書（監査請求）

地方自治法242条1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求する。

1. 請求の要旨

杉並区中小企業勤労者福祉事業に関する条例（平成24年3月22日条例第27号。以下「条例」という。）2条及び3条によると、杉並区の勤労者福祉事業（以下「ジョイフル杉並」という。）を利用することができる者は、①区内に主たる事業所又は事務所を有し、②常時使用する従業員の数が300人以下の中小企業の代表者及び当該企業の従業員等とされている。

しかしながら、ジョイフル杉並に団体参加していたサンキョー株式会社（杉並区外でパチンコ・パチスロ店等を経営）は、これらの要件を満たしていない団体参加者であり、条例違反の状態にあったことが、請求人の調査により、明らかとなった。

当該企業については、平成29年10月の杉並区議会決算特別委員会の審査を経て、同年10月末日をもって脱退となったが、杉並区長は、その後も必要な措置を講じないどころか、正当な情報公開請求にも適正に応じないなど、依然として課題が残っている状態にある。

よって、請求人は、以下の理由により、地方自治法252条の43第1項の規定に基づき外部監査人による監査を求める。

(1) サンキョー株式会社に対して不当利得の返還等を求める必要があり、民法703条及び704条に基づいた措置を講じる必要がある。

①遅くとも平成23年7月以降、不当利得が発生していたことに疑いの余地がない。

平成15年4月、財団法人杉並区勤労者福祉協会が事業を担っていた時代にジョイフル杉並に入会したヒューマン・アセッツ株式会社（現在のサンキョー株式会社）は、平成23年7月、川口市に本店を移転させていた（別紙事実証明書(1)）。

当該企業の移転前の事業所所在地は、第一種低層住居専用地域である。ここは、そもそもパチンコ・パチスロ店舗など遊技業を広く展開することなどにより数百人の従業員を抱えている企業の主たる事業所とも主たる事務所とも言い難いものであったが、この移転登記によって、当該企業は、名実ともに、区内に「主たる事業所」も「主たる事務所」も存在しない企業となったものである。

しかし、当該企業は、その後もジョイフル杉並を退会することはなかった。財団法人が解散となり、区がジョイフル杉並事業を引き継いだ後も、平成29年10月までジョイフル杉並に参加し、利益を受けていたのである。

②内容虚偽の文書（平成24年3月14日付継続確認書）の作成行使に悪意がある

別紙事実証明書(2)のとおり、当該企業は、平成24年3月14日付『杉並区中小企業勤労者福祉事業「継続確認書」』に、自らの事業所所在地を杉並区下高井戸4丁目40番17号と記載したうえで、杉並区長に対し「平成24年度から杉並区が行う中小企業勤労者福祉事業に継続して参加します」と継続参加を申し込んでいた。これにより、当該企業は、ジョイフル杉並への継続参加が認められるところとなっ

たのである。

しかし、当該企業は、平成23年7月12日に川口市に本店移転を行っていたのであって、当該届出文書は、内容虚偽の文書である（別紙事実証明書(1)のとおり、同年7月29日付で本店移転登記を確認することができる）。ここに届け出ている事業所所在地は、第一種低層住居専用地域であって、主たる用途は住居である。ここに全国各地に数多くのパチンコ店等を経営している遊技業の本拠地としての実態があるとは言い難く、数百人の従業員を抱えるアミューズメント企業の「主たる事業所」「主たる事務所」と判断することができる建物は建っていない。

このような内容虚偽の文書の作成及び行使により、当該企業は、ジョイフル杉並への継続参加が認められたのである。悪意と判断するほかないものであるが、仮にそうでないとしても、善良な管理者として通常払うべき注意義務を著しく欠いた対応が行われたことは明らかなのであって、この不適正な継続参加手続は、関係者に悪意又は重過失があったと評価せざるを得ないものである。

③平成25年以降、当該企業の参加者は300人を超えることがほぼ常態化していた。

ジョイフル杉並の参加者は、条例5条及び同条例施行規則7条により、四半期ごとに参加人数に応じた参加費を杉並区に支払う必要があった。

したがって、関係者は、参加者が300人を超える条例違反が常態化していた事実についても、定期的に（四半期ごとに）把握していたのであり、ここにおいても関係者の悪意又は重過失を指摘することができる。

産業振興センター提供資料によると、平成24年以降、四半期ごとの参加費歳入調定の状況は、別紙事実証明書(3)のとおりである。参加者数は、平成25年度第2四半期から300人を超えるようになっており、この状態は平成26年度以降、もはや動かしがたい事実となっている。平成28年度第2四半期には372人にまで膨れ上がっており、この状態に及んでもなお事態がそのまま放置されていた事実は、到底看過することのできない性質のものである。

(2) サンキョー株式会社に対して不当利得の返還等を求めないのであれば、区長が損害賠償責任を負う必要がある。

近年、ジョイフル杉並には3000人程度の参加者が確認されており、このうちの概ね1割にあたる300人以上が、サンキョー株式会社からの参加者となっていた。当該企業は長く参加者数1位の企業であった。

ジョイフル杉並のサービスは、平成24年度以降、杉並区中小企業勤労者福祉事業会計を通じて提供されている。しかし、ジョイフル杉並は、インテグラルタワー（賃貸ビル）を拠点としており、その事業遂行において、区は職員人件費のほか、賃貸料などについても一般会計においても経費負担している。これは参加資格のない者のために負担していたわけではない。当該企業は、これらの負担を含めて民法704条に基づいて対応を図らなければならないというべきである。

現在のところ、当該企業に不当利得返還請求等が行われておらず、今後行う意思のないことが議会答弁で明らかにされているが、妥当な判断ではない。本件については、関係者に悪意又は重過失があったことは明らかなのであって、不法行為の疑いも強いことから、区長は、この損害を補填するために必要な措置を講じる義務がある。

以上の理由により、請求人は、監査人が、杉並区長に対して、不当利得返還請求等を行うなど必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

なお、①本件監査は法律的専門性を必要とするものであるが、現在の監査委員の中には弁護士など法曹経験者が含まれていないこと、②代表監査委員（常勤）の上原和義氏は、平成24年4月から平成26年6月まで杉並区会計管理室長（会計管理者）であったほか、平成26年7月から平成27年6月までの杉並区シルバー人材センター（常務理事）在職時にジョイフル杉並の参加者であった可能性もあるなど、本件に利害関係を有する可能性があることから、本件監査は、地方自治法252条の43第1項に基づき外部監査人による監査とすることが必要である。

2. 事実証明書

- (1) 商業・法人登記（写し）
（平成27年にサンキョー株式会社が吸収合併したヒューマン・アセット株式会社の閉鎖事項全部証明書）
- (2) 杉並区中小企業勤労者福祉事業「継続確認書」（写し）
（ヒューマン・アセット株式会社が平成24年3月14日付で区長に提出したもの）
- (3) サンキョー株式会社の参加者数の推移（写し）
（杉並区産業振興センター提供資料）

3. 請求者

A

閉鎖事項全部証明書

埼玉県川口市西青木四丁目1番3号
ヒューマン・アセット株式会社

会社法人等番号	0300-01-083425	
商号	ヒューマン・アセット株式会社	
本店	埼玉県川口市西青木四丁目1番3号	
公告をする方法	埼玉県において発行する埼玉新聞に掲載してする。	
貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項	http://home.att.ne.jp/sea/abe/sap.kessan.ichiran.04.htm	
	http://sankyo-sap.6.l.bz/kesan/sap.kessan.ichiran.04.htm	平成27年10月19日変更 平成27年10月26日登記
会社成立の年月日	昭和51年6月29日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 不動産の売買、交換、賃貸借及びこれらの仲介並びに不動産の管理 2. コンピューターによる情報処理の受託及び情報提供に関する業務 3. 経営コンサルタント業務 4. 各種イベントの企画、制作及び運営 5. 各種市場調査、広告宣伝に関する業務 6. 原価計算、仕訳、決算書の作成等の会計、経理の処理の請負 7. 遊技場の管理業務の受託 8. 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業 9. 労働者派遣事業 10. 前各号に付帯する一切の業務 	
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 不動産の売買、交換、賃貸借及びこれらの仲介並びに不動産の管理 2. コンピューターによる情報処理の受託及び情報提供に関する業務 3. 経営コンサルタント業務 4. 各種イベントの企画、制作及び運営 5. 各種市場調査、広告宣伝に関する業務 6. 原価計算、仕訳、決算書の作成等の会計、経理の処理の請負 7. 遊技場の管理業務の受託 8. 健康診断施設、健康トレーニング施設、保養施設、保育施設、エステティック・サロン、カルチャーセンターの管理・運営 9. 人材育成および職業能力開発のための教育事業 10. 書籍、ビデオ等出版物の企画・製作・発行並びに販売事業 11. ホテル、レストラン、健康診断施設、健康トレーニング施設、保養施設、保育施設、エステティック・サロン、カルチャーセンターに関する企画・立案・設計・施工・管理 	

整理番号 ハ721064

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

1/6

	<p>1 2. 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業 1 3. 労働者派遣事業 1 4. 前各号に附帯する一切の業務 平成24年12月16日変更 平成24年12月17日登記</p>	
	<p>1. 不動産の売買、交換、賃貸借及びこれらの仲介並びに不動産の管理 2. コンピューターによる情報処理の受託及び情報提供に関する業務 3. 経営コンサルタント業務 4. 各種イベントの企画、制作及び運営 5. 各種市場調査、広告宣伝に関する業務 6. 原価計算、仕訳、決算書の作成等の会計、経理の処理の請負 7. 遊技場の管理業務の受託 8. 健康診断施設、健康トレーニング施設、保養施設、保育施設、エステティック・サロン、カルチャーセンターの管理・運営 9. 人材育成および職業能力開発のための教育事業 10. 書籍、ビデオ等出版物の企画・製作・発行並びに販売事業 11. ホテル、レストラン、健康診断施設、健康トレーニング施設、保養施設、保育施設、エステティック・サロン、カルチャーセンターに関する企画・立案・設計・施工・管理 1 2. 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業 1 3. 労働者派遣事業 1 4. 飲食店の経営 1 5. 前各号に附帯する一切の業務 平成25年 3月16日変更 平成25年 3月18日登記</p>	
発行可能株式総数	8万株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 7万9400株	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する	
資本金の額	金5000万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	<p>取締役 高橋 秀年</p> <p>取締役 高橋 秀年</p> <p>取締役 高橋 秀年</p>	<p>平成22年 3月31日重任</p> <p>平成24年 3月31日重任</p> <p>平成24年 8月20日登記</p> <p>平成26年 6月21日重任</p> <p>平成26年 7月 9日登記</p>

	取締役	<u>阿部 恭久</u>	平成22年 3月31日重任
	取締役	<u>阿部 恭久</u>	平成24年 3月31日重任
	取締役	<u>阿部 恭久</u>	平成24年 8月20日登記
	取締役	<u>阿部 恭久</u>	平成26年 6月21日重任
	取締役	<u>阿部 恭久</u>	平成26年 7月 9日登記
	取締役	<u>阿部 眞理子</u>	平成22年 3月31日重任
	取締役	<u>阿部 眞理子</u>	平成24年 3月31日重任
	取締役	<u>阿部 眞理子</u>	平成24年 8月20日登記
	取締役	<u>阿部 眞理子</u>	平成26年 6月21日重任
	取締役	<u>阿部 眞理子</u>	平成26年 7月 9日登記
	取締役	<u>八木 三男</u>	平成22年 3月31日重任
	取締役	<u>八木 三男</u>	平成24年 3月31日重任
取締役	<u>八木 三男</u>	平成24年 8月20日登記	
取締役	<u>八木 三男</u>	平成26年 6月21日重任	
取締役	<u>八木 三男</u>	平成26年 7月 9日登記	
取締役	<u>山内 伸</u>	平成22年 3月31日重任	
取締役	<u>山内 伸</u>	平成24年 3月31日重任	
取締役	<u>山内 伸</u>	平成24年 8月20日登記	
取締役	<u>山内 伸</u>	平成26年 6月21日重任	
取締役	<u>山内 伸</u>	平成26年 7月 9日登記	
取締役	<u>林 善宏</u>	平成22年 8月12日就任	

埼玉県川口市西青木四丁目1番3号
ヒューマン・アセッツ株式会社

	取締役	<u>林 善 宏</u>	平成24年 3月31日重任
			平成24年 8月20日登記
			平成25年 6月28日辞任
			平成25年 7月 1日登記
	取締役	<u>生 駒 茂</u>	平成22年 8月12日就任
	取締役	<u>生 駒 茂</u>	平成24年 3月31日重任
			平成24年 8月20日登記
	取締役	<u>生 駒 茂</u>	平成26年 6月21日重任
			平成26年 7月 9日登記
	埼玉県川口市幸町二丁目6番12-801号ナ イスアーバン川口幸町 代表取締役	<u>高 橋 秀 年</u>	平成22年 3月31日重任
	埼玉県川口市幸町二丁目6番12-801号ナ イスアーバン川口幸町 代表取締役	<u>高 橋 秀 年</u>	平成24年 3月31日重任
		平成24年 8月20日登記	
埼玉県川口市幸町二丁目6番12-801号ナ イスアーバン川口幸町 代表取締役	<u>高 橋 秀 年</u>	平成26年 6月21日重任	
		平成26年 7月 9日登記	
東京都杉並区下高井戸四丁目40番17号 代表取締役	<u>阿 部 恭 久</u>	平成22年 3月31日重任	
東京都杉並区下高井戸四丁目40番17号 代表取締役	<u>阿 部 恭 久</u>	平成24年 3月31日重任	
		平成24年 8月20日登記	
東京都杉並区下高井戸四丁目40番17号 代表取締役	<u>阿 部 恭 久</u>	平成26年 6月21日重任	
		平成26年 7月 9日登記	
監査役	<u>前 田 和 一 郎</u>	平成21年 2月20日重任	
		平成23年 9月 1日辞任	
		平成23年 9月13日登記	

整理番号 ハ721064

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

4/6

	監査役 <u>遠藤千明</u>	平成23年 9月 1日就任
		平成23年 9月13日登記
		平成24年 6月30日退任
		平成25年 7月 1日登記
	監査役 <u>遠藤千明</u>	平成25年 6月28日就任
		平成25年 7月 1日登記
		平成26年 7月 9日死亡
		平成26年 8月14日登記
監査役 <u>原哲也</u>	平成26年 8月14日就任	
	平成26年 8月14日登記	
会社分割	平成27年11月16日埼玉県川口市西青木四丁目1番3号クリエイティブダイニング株式会社に分割 平成27年11月16日登記	
吸収合併	平成24年12月16日埼玉県川口市西青木四丁目1番3号株式会社ライフデザインを合併 平成24年12月17日登記	
	平成25年3月16日埼玉県川口市西青木四丁目1番3号SDダイニング株式会社を合併 平成25年 3月18日登記	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	
登記記録に関する事項	平成23年7月12日東京都杉並区下高井戸四丁目40番17号から本店移転 平成23年 7月29日登記	
	平成27年12月16日埼玉県川口市西青木四丁目1番3号サンキョー株式会社に合併し解散 平成27年12月16日登記 平成27年12月16日閉鎖	

埼玉県川口市西青木四丁目1番3号
ヒューマン・アセット株式会社

これは登記簿に記録されている閉鎖された事項の全部であることを証明した書面である。

(さいたま地方法務局管轄)

平成29年11月17日

東京法務局杉並出張所
登記官

恒川 浩二



整理番号 ハ721064

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

6/6

杉並区中小企業勤労者福祉事業「継続確認書」

杉並区長 あて

別紙一覧のとおり、平成24年度から杉並区が行う中小企業勤労者福祉事業に継続して参加します。

平成 24年 3月 14日

事業所所在地

事業所名 東京都杉並区下高井戸4丁目40番17号

ヒューマン・アセッツ株式会社

代表者名

代表取締役 高橋 秀年



記入例

平成**24**年**3**月**1**日

事業所所在地 **杉並区阿佐谷南1-15-1**

事業所名 **株式会社 なみさけ商事**

代表者名 **杉並 太郎**

印

代表者印を押してください

	第1期四半期	第2期四半期	第3期四半期	第4期四半期
H24	298	289	292	285
H25	288	308	306	307
H26	315	321	322	319
H27	324	352	352	342
H28	343	372	354	356

※3か月毎の会費徴収日の会員数。(財務会計システムの歳入調定から。)

H15. 4. 1	258
-----------	-----

※H15. 4. 1付入会申込書兼事業所台帳

H28. 10. 26	354
-------------	-----

※H28. 12. 6付情報公開請求決定通知。(会員管理システムから。)

H29. 8. 31	345
------------	-----

※平成29年第3回定例会決算特別委員会請求資料。(会員管理システムから。)

別紙 2

平成30年4月10日

杉並区監査委員 様

A

証拠の提出について

杉並区中小企業勤労者福祉事業（ジョイフル杉並）に参加資格のない企業が団体参加を続けていた条例違反に係る職員措置請求書の受理を受け、新たな証拠を提出する。

記

1. 事業所台帳（写し）

財団法人杉並区勤労者福祉協会が事業を担っていた時代にジョイフル杉並に入会していたヒューマン・アセッツ株式会社（現在のサンキョー株式会社）の入会申込書兼事業所台帳。

その所在地は、下高井戸4丁目40番7号、その後、下高井戸4丁目40番17号となっていることがわかる。いずれも第一種低層住居専用地域である。

2. 所在地の写真

所在地（杉並区下高井戸4丁目40番17号）の現況写真。建物の正面のほか、北側及び南側より撮影したもの。

第一種低層住居専用地域（主たる用途は住宅）であることから、大きな表札の記載も個人名となっていることがわかる。数百人の従業員を抱える遊技業の「主たる事業所」とも「主たる事務所」とも認めがたい。平成29年9月30日撮影。

以 上

該当する業種に○をつけてください

業種	0 1 2 3 4 5 6 7 8	その他
	9	その他
	10	その他
	11	その他
	12	その他
	13	その他
	14	その他
	15	その他
	16	その他
	17	その他
	18	その他
	19	その他

(財)杉並区勤労者福祉協会
入会申込書兼事業所台帳(正)

事業所番号

フリガナ	サンキョー	加入者数	258	人
事業所名	サンキョーエンジニアリング株式会社	公休日	4週6休制	
所在地	〒168-0073 杉並区下高柳4丁目40番号	電話		
代表者	代表取締役 高橋 秀年	所属フリガナ		
フリガナ	タカハシ ヒロシ	氏名		
金融機関名		銀行コード		
口座の種類		口座番号		
フリガナ		支店コード		
口座名義人				

(財)杉並区勤労者福祉協会への加入を受け付けました。

(財)杉並区勤労者福祉協会



入力

加入年月日	平成/5年4月/日
退会年月日	平成 年 月 日

上記のとおり、(財)杉並区勤労者福祉協会に加入を申込みます。

平成 年 月 日

サンキョーエンジニアリング株式会社

代表取締役 高橋 秀年

①



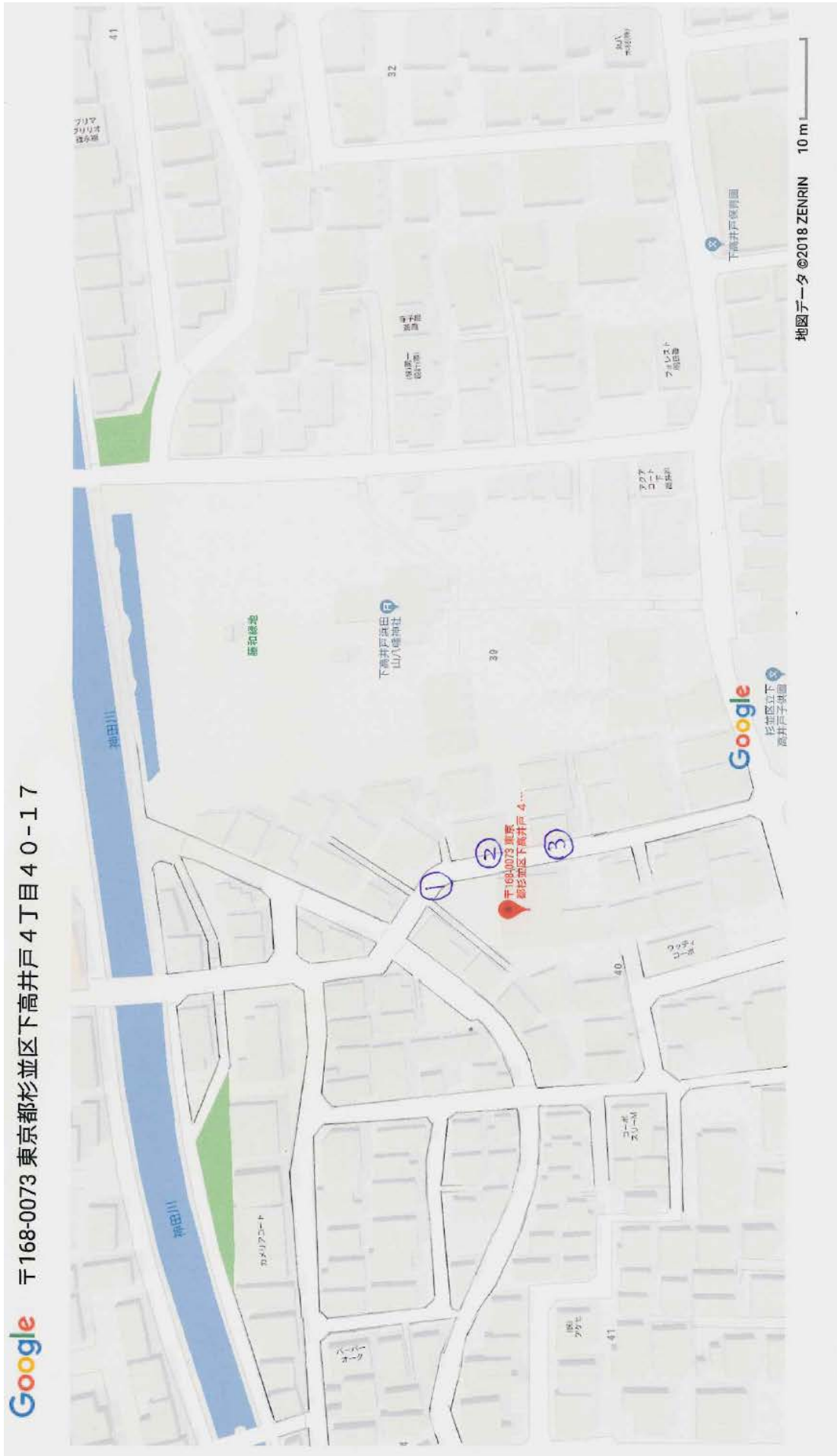
②



③



Google 〒168-0073 東京都杉並区下高井戸4丁目40-17



地図データ ©2018 ZENRIN 10 m

別紙 3

30杉並第1769号
平成30年4月12日

杉並区監査委員 宛

杉並区長 田中 良

杉並区中小企業勤労者福祉事業（ジョイフル杉並）に参加資格のない企業が団体参加を続けていた条例違反に関する住民監査請求に基づく監査の実施に伴う抗弁書の提出について

平成30年3月28日付29杉並監査第433号により通知のあった標記の件について、別紙のとおり提出します。

標記の件について、以下のとおり抗弁する。

1 杉並区における中小企業勤労者福祉事業

(1) 杉並区における中小企業勤労者福祉事業の変遷

中小企業勤労者福祉事業とは中小企業の勤労者の総合的な福祉を増進するために、中小企業単独では実施が困難な福利厚生事業をスケールメリットを生かして実施するものである。

杉並区では区内産業団体を中心とした声に応える形で、昭和61年6月に杉並区勤労者共済会（以下「共済会」という。）を設立した。平成4年4月には、区が3億円を出資して、共済会を発展させた財団法人杉並区勤労者福祉協会（以下「協会」という。）が設立され、協会は中小企業勤労者の福利厚生や就労環境の充実に努めてきたところである。

その後、平成10年3月末の約6,200人をピークに会員数は減少し、サービス利用者もこれに比例し減少傾向に転じてきた。こうした中、区は、「外郭団体の見直し検討」を行い、平成22年11月、区と協会の間で、協会の廃止を視野にいれ、協会で行っている勤労者福祉事業（以下「協会のジョイフル事業」という。）の事業主体や事業実施方法、事業の継続性、サービス内容などについて協議を重ねた結果、「協会を解散し、事業を区に引き継ぐ」ことが確認されたことを受け、平成24年度以降については、区が対応することとした。

そこで、中小企業支援策を効果的に実施していくため、杉並区中小企業勤労者福祉事業に関する条例（平成24年杉並区条例第27号。以下「本件条例」という。）を制定し、区が、本件条例第2条第2号に定義する勤労者福祉事業（以下「ジョイフル杉並」という。）を実施していくこととした。これに伴い平成24年3月末に協会は解散した。

その後、区は、行財政改革推進計画（平成27年度～29年度）の中でジョイフル杉並を廃止して、広域の中小企業を対象に類似の福利厚生事業を実施している団体へ引き継ぐことを検討し、その結果、平成30年4月に、スケールメリットを活かしたサービスをより効率的に提供する目的で、豊島区、北区、荒川区が共同で設立している一般財団法人東京広域勤労者サービスセンターとの統合を行ったところであり、併せて本件条例は、杉並区中小企業勤労者福祉事業に関する条例を廃止する条例（平成30年杉並区条例第11号）により廃止した。

(2) ジョイフル杉並の事業内容

ジョイフル杉並は、参加者から徴収した参加費（会費、月1人500円）を原資として、祝い金や見舞金等の給付金事業、遊園地等のチケットあっせん、飲食

施設の割引提供を始めとするレクリエーション事業、及び人間ドック等の健康保持推進事業等を実施している。また、事業の一部を株式会社ベネフィット・ワンに委託しており、全国の宿泊施設や各種ツアーの申込みのほか、各種レジャー施設を会員価格で利用することができることに加え、カフェテリアポイント*の利用により、多彩なサービスを享受することができる。

*カフェテリアポイントとは、利用者1人につき年度内合計8,000ポイントを付与し、1ポイント1円でサービスに利用することができる制度。

(3) ジョイフル杉並の運営方法

平成24年4月のジョイフル杉並の運営開始にあたっては、中小企業勤労者福祉事業会計（以下「特別会計」という。）を設置し、一般会計と区別した。それは、参加者からの参加費を元にサービスの提供を行う事業の性格から、一般会計と区分することが適当との判断からであった。

特別会計では、「参加費」「幹旋収入」「雑入」「繰越金*」「事務費繰入金」の収入をもって、「運営管理関係経費」「調査研究関係経費」「情報提供関係経費」「福祉関係経費」を支出しており、歳入歳出決算については、毎年度議会の認定を受けている。

*繰越金：前年度までの参加費収入、チケット等販売収入、広告掲載収入・釣銭辞退分、前年度からの繰越金の残額

平成26年度（次表）は、支出のうち、利用者へ直接提供するサービスである給付金、補助金（カフェポイント）、幹旋用チケット、バスツアーなどに要する「福祉関係経費」は、約40.3%が参加費（会費）収入、約1.9%がバスツアー参加費等、約34.9%がチケット等販売収入、約19.0%が前年度からの繰越金であり、広告掲載収入等を含めると約99.6%となり、残りの約0.4%は管理的経費*となっている。

*他区の中小企業勤労者福祉事業実施団体との協定によるレジャー施設利用補助券及び夏季プール利用補助券等の契約事務、券の印刷事務及び利用補助金の清算事務にかかる経費。

平成26年度決算概要

(単位:円)

歳入の項目 (収入内容)	歳出の項目 (主な支出内容)	<参加費>	<事業参加負担金>	<幹旋収入>	<雑入>	<繰越金>	<事務費繰入金>	合計
		参加費収入(会費)	バスツアー参加費等	チケット等販売収入	広告掲載収入等	前年度からの繰越金	区一般会計から繰入金※2	
<運営管理関係経費>	参加者入退会事務、補助金等管理事務など	0	0	0	0	762,960	7,539,929	8,302,889
<調査研究関係経費>	事業に対する情報収集など	0	0	0	0	0	70,000	70,000
<情報提供関係経費>	会報誌やガイドブックの発行・配布など	0	0	0	0	3,467,450	4,155,150	7,622,600
<福祉関係経費>	給付金、補助金(カフェポイント)、幹旋用チケット、バスツアーなど	19,225,600	907,850	16,626,500	1,642,866	9,042,651	213,000	47,658,467
合計		19,225,600	907,850	16,626,500	1,642,866	13,273,061	11,978,079	63,653,956

平成27年度（次表）の「福祉関係経費」は、約43.5%が参加費（会費）収入、約2.2%がバスツアー参加費等、約33.4%がチケット等販売収入、約19.4%が前年度からの繰越金であり、広告掲載収入等を含めると約99.5%となり、残りの約0.5%は管理的経費となっている。

平成27年度決算概要

（単位：円）

歳入の項目 (収入内容) 歳出の項目 (主な支出内容)		<参加費>	<事業参加負担金>	<幹旋収入>	<雑入>	<繰越金>	<事務費 繰入金>	合計
		参加費収入 (会費)	バスツアー参 加費等	チケット等 販売収入	広告掲載 収入等	前年度からの繰 越金	区一般会計から 繰入金	
<運営管理関係経費>	参加者入退会事務、補助金等管理事務など	0	0	0	0	200,879	7,948,119	8,148,998
<調査研究関係経費>	事業に対する情報収集など	0	0	0	0	0	90,000	90,000
<情報提供関係経費>	会報誌やガイドブックの発行・配布など	0	0	0	0	1,705,899	3,541,627	5,247,526
<福祉関係経費>	給付金、補助金(カフェポイント)、幹旋用チケット、バスツアーなど	19,149,100	960,700	14,718,950	421,700	8,549,791	237,000	44,037,241
合 計		19,149,100	960,700	14,718,950	421,700	10,456,569	11,816,746	57,523,765

平成28年度（次表）の「福祉関係経費」は、約44.2%が参加費（会費）収入、約36.3%がチケット等販売収入、約18.1%が前年度からの繰越金であり、広告掲載収入等を含めると約99.4%となり、残りの約0.6%は管理的経費となっている。

平成28年度決算概要

（単位：円）

歳入の項目 (収入内容) 歳出の項目 (主な支出内容)		<参加費>	<幹旋収入>	<雑入>	<繰越金>	<事務費 繰入金>	合計
		参加費収入 (会費)	チケット等 販売収入	広告掲載 収入等	前年度からの繰 越金	区一般会計から 繰入金	
<運営管理関係経費>	参加者入退会事務、補助金等管理事務など	0	0	0	239,760	8,037,830	8,277,590
<調査研究関係経費>	事業に対する情報収集など	0	0	0	0	91,143	91,143
<情報提供関係経費>	会報誌やガイドブックの発行・配布など	0	96,837	0	2,813,536	3,469,297	6,379,670
<福祉関係経費>	給付金、補助金(カフェポイント)、幹旋用チケット、バスツアーなど	18,919,300	15,547,856	343,750	7,768,734	268,000	42,847,640
合 計		18,919,300	15,644,693	343,750	10,822,030	11,866,270	57,596,043

2 サンキョー株式会社の参加状況

現サンキョー株式会社は、平成15年4月に「サンキョー・エンジニアリング株式会社」の名称で協会のジョイフル事業に加入した。加入時の事業所所在地は杉並区下高井戸4-40-17で加入者数は258人であった。

平成17年6月に「ヒューマン・アセット株式会社」に社名を変更し、その際も事業所所在地等に変更はなかった。

平成24年2月に、継続加入の意思を確認するため全参加者に杉並区中小企業勤労者福祉事業継続確認書を送付した。ヒューマン・アセット株式会社については、福利厚生事務処理の窓口があった川口市の事務所に送付したところ、杉並

区中小企業勤労者福祉事業継続確認書が提出された。それによると、区は、事業所名称、事業所所在地、代表者名に変更はなかったことから、平成24年3月に継続参加を認め、新しい利用者証を発行し送付した。

平成27年11月に、ヒューマン・アセッツ株式会社から合併時のジョイフル杉並の手続きについて問い合わせがあり、その際に区は、平成17年11月24日付けで本店が川口市に移されていたことを登記簿により把握した。なお、平成29年10月に改めて登記簿を確認したところ、ヒューマン・アセッツ株式会社が平成17年11月24日付けで下高井戸に本店を戻し、平成23年7月に再度川口市に本店を移していたことを把握した。

平成27年12月には、「ヒューマン・アセッツ株式会社」は「サンキョー株式会社」と合併し、「サンキョー株式会社」となり、平成29年10月末のジョイフル杉並の脱退まで、サンキョー株式会社の名称で参加していた。

サンキョーの利用者数（会員数）については、ジョイフル杉並の運営開始時は298人であった。その後における各年度の四半期ごとの状況は、措置請求書の事実証明書（3）に記載のとおりであるが、平成26年3月末においては、295人となっており、条例の上限である300人を上下することから、区としては、推移を見守っていた。

*これ以降、当該企業の名称は、「サンキョー」と表記する。

その後、平成29年10月26日にサンキョーから脱退申出書が出され、区は、平成29年10月30日付で平成29年10月31日の脱退を承諾し、脱退承諾書を送付した。

なお、サンキョーのジョイフル杉並の参加費は、毎回定められた納期に納付されていた。

サンキョー株式会社の参加費納付実績						単位:円
年度	29	28	27	26	25	24
納付金額	1,300,500	2,186,000	2,116,000	1,935,000	1,845,500	1,754,500

3 職員措置請求書「1. 請求の要旨」に対する認否

(1) 「1. 請求の要旨」の第1段落から第4段落までについて

本件条例では、次のとおり規定している。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 常時使用する従業員の数が300人以下の法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。
- (2) 勤労者福祉事業 生活の安定、健康の保持増進、自己啓発及びレクリエー

ションに関する事業その他区長が必要と認める事業をいう。

(3) 団体利用 法人その他の団体及び事業を行う個人を単位とする勤労者福祉事業の利用をいう。

(4) 個人利用 個人(事業を行う個人を除く。)を単位とする勤労者福祉事業の利用をいう。

(利用することができる者)

第3条 勤労者福祉事業を利用することができる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、臨時に使用される者その他の規則で定める者は、この限りでない。

(1) 団体利用 区内に主たる事業所又は事務所を有する中小企業の代表者及び当該中小企業の従業員その他規則で定める者

(2) 個人利用 中小企業の従業員であつて、区内に住所を有するもの(前号の規定により勤労者福祉事業を利用することができる者を除く。)その他規則で定める者

条例第3条第1項第1号に定める団体利用における勤労者福祉事業(ジョイフル杉並)を利用できる「規則で定める者」については、杉並区中小企業勤労者福祉事業に関する条例施行規則を廃止する規則(平成30年杉並区規則第17号)により廃止する前の杉並区中小企業勤労者福祉事業に関する条例施行規則(平成24年杉並区規則第69号)において、「区外に主たる事業所又は事務所を有する中小企業が区内に有する事業所又は事務所の代表者及び当該事業所又は事務所の従業員その他区長が別に定める者とする」としている。

サンキョーは、このジョイフル杉並を団体利用していたが、平成29年10月末日をもって脱退したことは認める。

(2) 「1. 請求の要旨」(1)の①について

サンキョーが川口市に本店登記を移転させていたことは認める。ただし、本件条例上、本店登記移転を報告する規定はなく、区がそれを把握したのは、平成27年11月26日のことである。また、主たる事務所の具体的要件についても定めはないが、当時の住宅地図にサンキョーの表示があったこと、郵便物が返戻されずに届いていることから、下高井戸の住所に主たる事務所が存在すると区は認識していた。また、念のため、平成29年10月14日に職員が直接現地に赴き、ポストにサンキョーの表示があったことから、現に事務所が存在していたことを区は確認している。同日撮影の写真を資料として添付する。

そもそも用途地域と「主たる事務所」の関連性はないことに加え、現実的にも第一種低層住居専用地域に事務所を構える事業所が多数あること、また、本店登記を移転することが、必ずしも主たる事務所の移転につながるわけではない。

(3) 「1. 請求の要旨」(1)の②について

継続確認書は、平成24年4月に協会の事業から区の事業へ移行するにあたり、当時加入していた事業者及び個人に対し、継続参加の意思を確認するために使用した書類である。ここでは、事業所所在地・事業所名・代表者名の記入を求めのみであり、本店登記地を記入するという指示はしていない。こうしたことから、継続確認書により、区として継続参加の意思を確認した。

なお、平成29年10月19日のサンキョー総務部次長からの聞き取りにより、継続確認書に記載されている下高井戸の所在地には、川口市にある本社とのVPN回線のほか、会議室を有するなど、事務所として使用していたことを確認した。

(4) 「1. 請求の要旨」(1)の③について

サンキョーの各年度の四半期ごとの利用者数(会員数)の状況が措置請求書の事実証明書(3)に記載のとおりであるが、平成26年3月末には、295人となるなど、参加者数については、変動があったことから、当面の間、推移を見守っていた。

なお、平成26年4月以降は、300人を超える状態が続いていたことは認める。

(5) 「1. 請求の要旨」(2)について

平成24年4月のジョイフル杉並運営開始後、ジョイフル杉並の全利用者数(会員数)のうち、サンキョーの利用者数(会員数)が最も多いことは認める。

平成24年度以降、ジョイフル杉並の運営は、産業振興センターが賃借しているインテグラルタワー内で行っていることは認める。

ただし、ジョイフル杉並の参加事業者数は、例えば、平成28年度末で951事業者であるが、サンキョーは1事業者にすぎず、その業務量に全く影響はなく、職員配置数が変わるものではない。同様に、インテグラルタワーの賃借についても、サンキョーの影響は全く受けない。

4 今回の措置請求に関する区の見解

(1) サンキョーに対して民法第703条(不当利得の返還義務)及び第704条(悪意の受益者の返還義務等)に基づいた措置を講ずる必要があるとの主張について

請求人が何をもってサンキョーが利益を得ていると主張するのか判然としないうが、サンキョーが条例違反を認識しながら平成29年10月までジョイフル杉並に参加したことにより、区から利益を得ているということであれば、区はサ

ンキョーが利得した利益相当額の損害を被っているから、民法第703条及び第704条に基づいた措置として、区長がサンキョーの受けた利益相当額に対して利息を付して不当利得返還請求すべきことを求めているものと思われる。また、請求人は、職員人件費のほか、ジョイフル杉並を所管する産業振興センターを置くインテグラルタワーの賃貸料などについても不当利得に含まれると主張しているようである。

しかし、前記3(4)のとおり、区は、平成26年4月以降は、サンキョーの利用者数(会員数)は300人を超える状態にあったため、全体のおよそ1割に相当するサンキョーの脱退が他の会員の脱退の連鎖につながる懸念があり、そうすると、スケールメリットを生かした事業の継続が難しくなる恐れがあることから、サンキョーに参加の継続を認めていたところである。

また、前記1(3)のとおり、ジョイフル杉並利用者へ直接提供するサービスである「福祉関係経費」には、参加費収入、チケット等販売収入、前年度からの繰越金及び広告掲載収入等を充てている。また、一般会計からの繰入金は、「運営管理関係経費」「調査研究関係経費」「情報提供関係経費」及び「福祉関係経費」の一部に充てているが、これらの経費は、利用者へ直接提供するサービスにかかる経費ではなく、会員管理システム、ジョイフル通信印刷費、及び消耗品等、事業執行上の管理的な経費であり、職員人件費等については、前記3(5)のとおり、サンキョーやサンキョーからの利用者(会員)数にかかわらず発生するものである。

加えて、サンキョーからの利用者(会員)の平成24年度から29年度の脱退時までの実績は、次表のとおりである。サンキョーは、参加者数に占める割合よりも、ポイント等を使用した割合の方が低い。さらに、平成24年度を除き、サンキョーが会費として納めた額よりもポイント等で使用した額の方が少ない。また、平成24年度から29年度までの全体でみても、サンキョーが会費として納めた合計額11,137,500円よりもポイント等で使用した合計額8,421,043円の方が少ない。

年度	参加者数(人)			ポイント・給付金(円) 計		
	全体	サンキョー	割合	全体	サンキョー	割合
29	3,094	356	11.5%	8,659,824	783,308	9.0%
28	3,130	356	11.4%	18,328,988	1,468,735	8.0%
27	3,186	343	10.8%	17,512,656	1,662,112	9.5%
26	3,177	319	10.0%	18,326,330	1,483,103	8.1%
25	3,180	302	9.5%	17,472,645	1,249,312	7.2%
24	3,115	291	9.3%	19,601,543	1,774,473	9.1%

このようなことから、サンキョーがジョイフル杉並を利用したことによって区が具体的な損失を被っているとは言えず、サンキョーに対して民法第703条（不当利得の返還義務）及び第704条（悪意の受益者の返還義務等）に基づいた措置を講ずる必要があるとの請求人の主張には理由はない。

（2）サンキョーに対して不当利得の返還等を求めないのであれば、区長が損害賠償責任を負う必要があるとの主張について

請求人は、区長がサンキョーに不当利得返還請求権を行使しないとすると、区長は公金の徴収を怠っていることになるから、そのことによって区長が杉並区に損害を与えていることになるため、区長が区長に対して損害賠償請求すべきことを求めているものと思われる。

しかし、前記（1）で述べたとおり、区が具体的な損失を被っているとは言えず、サンキョーやサンキョーからの利用者（会員）が不当に利益を受けているとは言えないことからすると、区にはサンキョーに対する不当利得返還請求権が発生していないことになる。

そうすると、そもそも区長は不当利得返還請求権を行使することはできないことになるから、サンキョーに対して不当利得の返還等を求めないのであれば、区長が損害賠償責任を負う必要があるとの請求人の主張には理由はない。



資 料

杉並区中小企業勤労者福祉事業に関する条例

平成24年 3月22日
条例第27号

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の勤労者に対し、勤労者福祉事業を実施することにより、中小企業の勤労者の福祉の増進を図り、もって中小企業の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 常時使用する従業員の数が300人以下の法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。
- (2) 勤労者福祉事業 生活の安定、健康の保持増進、自己啓発及びレクリエーションに関する事業その他区長が必要と認める事業をいう。
- (3) 団体利用 法人その他の団体及び事業を行う個人を単位とする勤労者福祉事業の利用をいう。
- (4) 個人利用 個人(事業を行う個人を除く。)を単位とする勤労者福祉事業の利用をいう。

(利用することができる者)

第3条 勤労者福祉事業を利用することができる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、臨時に使用される者その他の規則で定める者は、この限りでない。

- (1) 団体利用 区内に主たる事業所又は事務所を有する中小企業の代表者及び当該中小企業の従業員その他規則で定める者
- (2) 個人利用 中小企業の従業員であつて、区内に住所を有するもの(前号の規定により勤労者福祉事業を利用することができる者を除く。)その他規則で定める者

(利用の手続)

第4条 勤労者福祉事業を利用しようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者が、規則で定めるところにより、区長に申し込み、その承諾を受けなければならない。

- (1) 団体利用 前条第1号に規定する代表者その他規則で定める者
- (2) 個人利用 前条第2号に規定する者

(参加費)

第5条 前条の規定により承諾を受けた者(以下「参加者」という。)は、規則で定めるところにより、当該承諾を受けた日の属する月から第7条の規定により脱退した日の属する月まで参加費を納入しなければならない。

2 前項の参加費(以下「参加費」という。)は、勤労者福祉事業を利用する者(以下「利用者」という。)1人につき月額500円とする。ただし、規則で定める者の参加費は、月額300円とする。

(利用の停止)

第6条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、勤労者福祉事業の利用を停止することができる。

- (1) 参加者が正当な理由なく参加費を3月以上滞納したとき。
- (2) 利用者が偽りその他不正の行為により勤労者福祉事業を利用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるとき。

(脱退)

第7条 勤労者福祉事業から脱退しようとする参加者は、規則で定めるところにより、区長に申し出て、その承諾を受けなければならない。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、参加者を勤労者福祉事業から脱退させることができる。

- (1) 参加者が第3条各号に規定する者に該当しなくなったとき。
- (2) 参加者が正当な理由なく参加費を12月以上滞納したとき。

(3) 利用者が偽りその他不正の行為により勤労者福祉事業を利用したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるとき。

(届出義務)

第8条 参加者は、第4条の規定により承諾を受けた事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに規則で定めるところにより、区長に届け出なければならない。

(特別会計の設置)

第9条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、勤労者福祉事業の円滑な運営を図るとともに、その経理を明確にするため、中小企業勤労者福祉事業会計(以下「特別会計」という。)を設置する。

(歳入及び歳出)

第10条 特別会計においては、勤労者福祉事業に伴う収入、繰入金、その他の収入をもってその歳入とし、勤労者福祉事業費その他の支出をもってその歳出とする。

(弾力条項の適用)

第11条 特別会計においては、地方自治法第218条第4項前段の規定を適用することができるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、規則で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成24年規則第49号で平成24年4月1日から施行)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

杉並区中小企業勤労者福祉事業に関する条例施行規則

平成24年3月30日
規則第69号

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区中小企業勤労者福祉事業に関する条例（平成24年杉並区条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(勤労者福祉事業)

第3条 勤労者福祉事業は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 生活の安定に関する事業 結婚祝い金、出産祝い金、入院見舞金その他の給付金の支給に関する事業
 - (2) 健康の保持増進に関する事業 健康診断のあつせん、健康講座の実施その他の健康の保持増進に関する事業
 - (3) 自己啓発に関する事業 教養講座その他の教養を高めるための講座の実施に関する事業
 - (4) レクリエーションに関する事業 チケットのあつせんその他のレクリエーションのためのサービスの提供に関する事業
 - (5) 情報提供に関する事業 前各号に掲げる事業に係る情報の提供に関する事業
- 2 勤労者福祉事業の実施について必要な事項は、区長が別に定める。

(利用することができる者)

第4条 条例第3条ただし書に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 臨時に使用される者
 - (2) 条例第7条第2項第2号から第4号までの規定により、脱退させられた者であつて、区長が適当でないと認めるもの
 - (3) 前2号に定めるもののほか、区長が適当でないと認める者
- 2 条例第3条第1号に規定する規則で定める者は、区外に主たる事業所又は事務所を有する中小企業が区内に有する事業所又は事務所の代表者及び当該事業所又は事務所の従業員その他区長が別に定める者とする。
- 3 条例第3条第2号に規定する規則で定める者は、次条第1項に規定する任意継続参加者とする。

(任意継続参加者)

第5条 継続して勤労者福祉事業を利用することができる期間が5年以上である者であつて、条例第3条各号に規定する者（同条第2号に規定する規則で定める者を除く。）に該当しなくなった日（当該期間に引き続いてのものに限る。）から起算して1月以内に区長に勤労者福祉事業の利用を申し込み、その承諾を受けたもの（以下「任意継続参加者」という。）は、当該承諾の日から起算して2年を限度として勤労者福祉事業（第3条第1項第1号に規定する事業を除く。）を利用することができる。

- 2 前項の規定により勤労者福祉事業を利用しようとする者は、任意継続参加申込書（第1号様式）を区長に提出しなければならない。
- 3 区長は、前項の任意継続参加申込書の提出を受けた場合において、利用を承諾するときは任意継続参加承諾書（第2号様式）を、利用を承諾しないときは事業参加不承諾通知書（第3号様式）を交付するものとする。

(利用の手続)

第6条 団体利用により勤労者福祉事業を利用しようとするときは、事業参加申込書（団体利用）（第4号様式）に利用者台帳（第5号様式）を添えて、区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の事業参加申込書（団体利用）の提出を受けた場合において、利用を承諾するときは事業参加承諾書（団体利用）（第6号様式）を、利用を承諾しないときは事業参加不承諾通知書

を交付するものとする。

3 条例第4条第1号に規定する規則で定める者は、区外に主たる事業所又は事務所を有する中小企業が区内に有する事業所又は事務所の代表者とする。

4 個人利用により勤労者福祉事業を利用しようとするときは、事業参加申込書（個人利用）（第7号様式）を区長に提出しなければならない。

5 区長は、前項の事業参加申込書（個人利用）の提出を受けた場合において、利用を承諾したときは事業参加承諾書（個人利用）（第8号様式）を、利用を承諾しないときは事業参加不承諾通知書を交付するものとする。

（参加費）

第7条 参加者は、毎年1月、4月、7月及び10月の4期に、それぞれの月分及びその後2月分の参加費を納入するものとする。ただし、区長が特別の事由があると認める場合は、この限りでない。

2 条例第5条第2項ただし書に規定する規則で定める者は、任意継続参加者とする。

（利用の停止）

第8条 区長は、条例第6条の規定により勤労者福祉事業の利用を停止したときは、利用停止通知書（第9号様式）により、その旨を通知するものとする。

（脱退）

第9条 参加者は、勤労者福祉事業から脱退しようとするときは、脱退申出書（第10号様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の脱退申出書の提出があった場合において、脱退を承諾したときは、脱退承諾書（第11号様式）を交付するものとする。

3 区長は、条例第7条第2項の規定により脱退させるときは、参加者に脱退通知書（第12号様式）を交付するものとする。

（変更届）

第10条 参加者は、条例第8条の規定により届け出ようとするときは、変更届（第13号様式）を区長に提出しなければならない。

（委任）

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日前に財団法人杉並区勤労者福祉協会の会員（以下「会員」という。）である者であって、引き続き勤労者福祉事業の利用者となったものの会員であった期間は、第5条第1項に規定する期間とみなす。

様式（省略）